

アンケート調査の概要

対象業務: 令和元年度(平成31年度)に発注した、重要構造物(橋梁、トンネル、樋門等)に関する設計業務等
 各建設管理部で、2~3業務を設定
 回答者: 設定した業務に係る、発注者(主任担当員、担当員)、受注者(管理技術者、担当技術者、地質調査技術者)

取組の概要(試行の目的)

設計業務において、受発注者が合同で現地踏査を行うことにより、設計条件や工事施工時の留意点、関連事業の情報、設計方針の明確化等、情報共有を図りよりの確な設計方針を確認するもの。

■合同現地踏査

- ・[定義] 工事発注前の設計段階で、業務委託者及び受託者が合同で現地踏査を行い、設計条件や工事施工時の留意点、関連事業の情報、設計方針の明確化等で、情報共有を図り設計方針を確認する。
- ・[対象] 各建設管理部で2~3業務を試行

●具体的対応●

- <入札前> 設計図書の特記仕様書に対象案件の旨を明記、踏査に係る費用を計上
- <業務中> 業務担当員が実施時期や回数を決定し、実施する。実施後は書面で相互確認。
- <業務後> 業務終了後、両者はアンケートに協力。

委託者

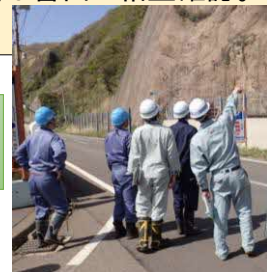


既設構造物が、計画した仮道工に干渉するので対処法を設計方針に反映して下さい。



受託者

確認しました。仮道工の位置を再確認し、既設構造物の扱いについて再検討します。



【特記仕様書記載例】

特記仕様書 (合同現地踏査 (試行))

- 1 発注者及び受注者間合同での現地踏査が必要と判断された場合は、業務担当員と協議するものとする。なお、費用については設計変更にて計上する。
- 2 合同現地踏査 (試行) にて確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、受発注者間で相互に確認するものとする。
- 3 「合同現地踏査 (試行)」を実施した業務については、受注者を対象としたアンケート調査に協力するものとする。

アンケート調査結果

回答数: 全道から、16業務の27件(発注者側から14業務、受注者側から13業務)の回答を得た。

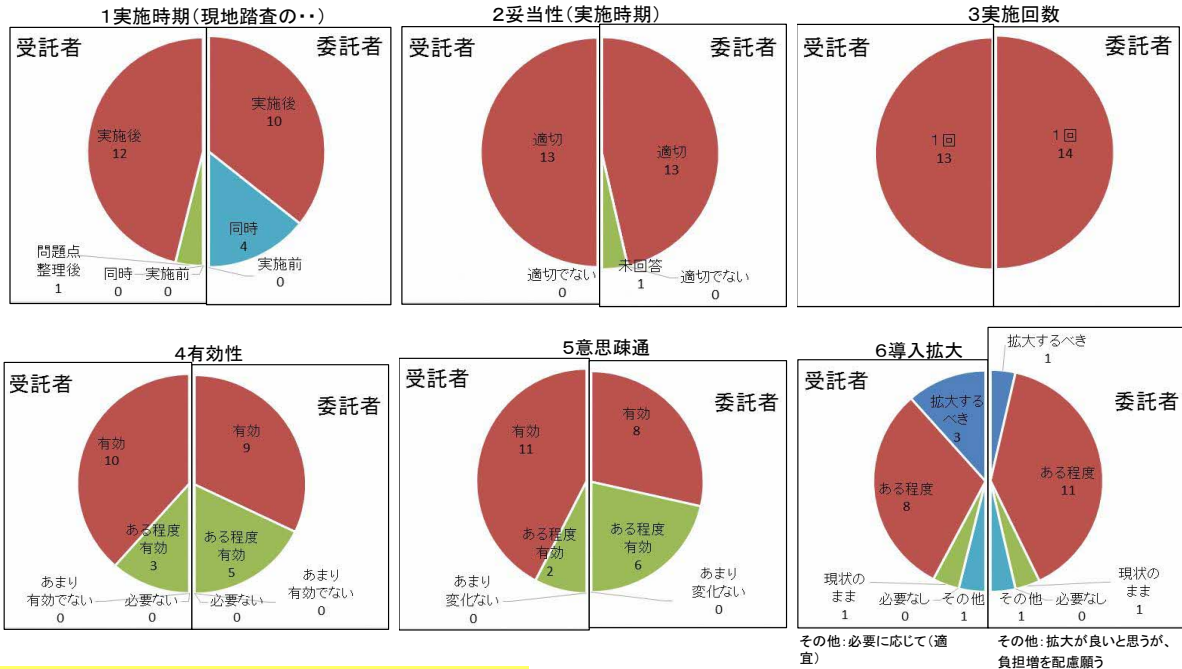
回答があった業務の工種は、構造物設計が26件、地質調査が1件であった。

- 集計内容:
- ・実施時期は、受注者の現地踏査の実施後が大半
 - ・その実施時期は、妥当であった
 - ・実施回数は、1回
 - ・実施の有効性は、ほぼあった
 - ・受発注者の意思疎通は、ほぼ図られた
 - ・対象業務は、ある程度拡大がよい

まとめ: 取組については有効であるという結果となった。

そのため、本取組(試行)については、現要領から、適用工種を柔軟に設定し、継続していくこととする。

アンケート集計状況



自由意見と、建設管理課の見解

○ 課題や問題点(要旨)

意見	建設管理課意見
「重要構造物であれば行う」のではなく、「必要な業務で行われる」ように。	当初計上にこだわらない。重要構造物に限定しない。必要な業務で実施してください。初回協議による設計変更を活用してほしい。
斜面調査準備、交通誘導、草刈りなど、事前準備がコンサルの負担となるのであれば、抵抗がでるのではないかと。	現状、合同現地踏査のために仮設費まで計上する制度ではない。合同現地踏査のメリットを受託者に理解してもらいたい。
現場までの移動距離が長くなると、実施が難しい。	合同現地踏査の趣旨を考えれば、現状では、遠隔臨場でもよいということにはならない。
降雪等により現地の詳細な調査が行えないことを防ぐため、適切な発注時期を考慮するべき。	発注計画を適切に検討してほしい。なお、視認できないような時期の発注であれば合同現地踏査を計上しないこともありえる。
中間打合せと一緒にでもいいのでは。	合同現地踏査を同時に行うのは構わないが、費用はそれぞれ計上になる。
合同現地踏査する際のチェックリストや記録簿のような書式があるととってもやりやすい。	委託業務円滑化ガイドライン-照査チェックリストを抜粋して活用願う。
受注者・発注者間で、現地合同踏査の目的を明確にすることが重要。着目点リストをあらかじめ作成したことで、円滑な現地踏査ができた。	準備作業は、初回協議で、誰が何の資料を作るとか、決めておくと、効率的な取組になると思います。

○ 意見、要望(要旨)

意見	建設管理課意見
現地を直接確認することで、ミスの防止が図られる。委託成果の精度の向上及び担当者のレベルアップを期待。図面上では判断できないものも合わせて確認することができる。	
補修設計などは、設計変更の意思疎通を図ることができるので、ぜひ実施して欲しい。	必要な工種で実施して下さい。また、「設計変更確認会議」と扱えるものと考え、設計変更理由に使えるよう、要領の改正を検討します。
意思疎通、記録の保存を推進する上でとても良い。	
委託者と受託者が一緒に現地を確認する機会である。	
関連機関を含めた3者で合同現地踏査を行う事も検討する事が望ましい。関連機関の要望事項も確認できる。	参加対象については、関係機関への呼びかけを、要領の改正で検討します。
初回協議時に何を主眼に踏査を行うか打合せを行うべきである。	
実施時期の予定について合意することが必要。初回協議後にこだわる必要は無い。適切な時期に。	